

こん まち
米 町 川 水 系
河川整備基本方針

平成14年2月

石 川 県

目 次

第 1 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 1.1 流域及び河川の概要…………… 1
- 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 2

第 2 章 河川の整備の基本となるべき事項

- 2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項… 5
- 2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項 …… 5
- 2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する
事項 …… 6
- 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に
関する事項 …… 6

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1.1 流域及び河川の概要

米町川は、能登半島中央に位置し、富来町の山中にその源を発し、途中、草木川、長田川、仏木川等の支川を合わせ、河口近くにて最大の支川於古川と合流して、日本海に注ぐ流域面積約113km²、幹川流路延長約17kmの二級河川である。

その流域は、志賀町を中心として羽咋市、富来町、鹿西町、中島町、鳥屋町の1市5町にまたがり、上流域では能登中核工業団地が造成され、下流域では分譲別荘地能登温泉健康村が開発されるなど、能登地方中部における社会経済基盤をなしている。

流域の地形としては、上流から中流部にかけては低山及び丘陵地であり、地質的には安山岩類や礫岩層が発達している。下流部は旧福野潟周辺によって代表される沖積低地に泥層が分布しているため、地盤は軟弱である。

米町川は、上流から中流部にかけては、アカマツ林、コナラ林、スギの植林が占める低山・丘陵地の間を河川が蛇行し、その流れに沿って田畑が広がり集落が点在している。河川空間は周辺の田園地帯と調和した美しい里山の風景を形成しており、緩やかな流れには瀬や淵、砂州も多く見られるため、ギンブナ、ウグイ、ヨシノボリ、ドジョウ等が生息し、水辺にはススキ、ササタケ類、ヤナギ、ネムノキ等が繁茂している。

低山・丘陵地を抜け出た下流部では、田園平地を緩やかに流れ、支川於古川と合流したあと、河口近くに発展した志賀町の中心市街地を貫流して日本海へと注いでいる。河口から1.8km 付近の堰までが感潮区間になっているため、スズキ、クロダイ、マハゼ等の海水魚も生息し、水辺にはヨシの群生やクズ、ヒメムカシヨモギ等が見られる。

支川於古川についても米町川と同じような水辺環境を有しており、特に中流部の於古川に通じる細流にはトミヨが生息している。

河川の水質については、米町川が昭和52年度に徳楽橋から上流が環境基準A類型（BOD 2mg/l 以下）、徳楽橋から下流が環境基準B類型（BOD 3mg/l 以下）に、於古川についても昭和52年度に高堂新橋から上流が環境基準A類型、高堂新橋から下流が環境基準B類型に指定されており、6地点で水質の監視が

実施されている。過去10年間の BOD75%値は各地点ともほとんどの年で環境基準が達成されている。

年間降水量は約1,700mm であり、降雨量は梅雨期及び台風期に多く、特に昭和33年7月の洪水では米町川及び於古川が氾濫し、下流部から中流部の広範囲にかけて床上浸水約300戸、床下浸水約700戸の甚大な被害が発生した。さらに昭和36年6月の洪水でも河口付近の高浜町地区を中心に100戸を越す浸水被害が生じており、近年では昭和60年7月の洪水により米町川中流部で床上浸水14戸、床下浸水34戸の被害が生じた。

本水系の治水事業は、米町川においては昭和41年度から河口から上流1,400mの区間について拡幅、護岸等による改修工事を実施し、昭和63年度に完了した。また、支川於古川についても昭和35年度から昭和40年度にかけて合流点から上流900m区間の拡幅、築堤等の改修工事を実施した。これらの河川改修により下流市街地部の水害は解消されたが、引き続き中流部の被害防止のため、米町川については平成元年度からさらに上流2,500mの区間について拡幅、築堤等の改修工事に着手し、現在も実施中である。また、於古川については昭和46年度から平成10年度にかけて中流部の3,300m区間の拡幅、築堤等の改修工事を実施した。そのほか安津見川でも拡幅、護岸等の改修工事を実施中である。

河川の利用については、於古川との合流地点が公園となっており、町民の憩いの場として親しまれている他、この附近の堤防が町道と兼用になっており散策路として利用されている。

河川水は、農業用水に利用されている。

1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、昭和33年や昭和60年等に発生した浸水被害の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全、特に上流域での工業団地の造成及び下流域の分譲別荘地の開発などを考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合的な保全と利用を図る。さらに、関連地域の社会、経済情勢の発展に即応するよう石川県新長期構想、石川県環境基本計画等との整合を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分考慮するものとする。

災害の発生防止又は軽減に関しては、志賀町の沿川地域を概ね50年に1回発生する規模の雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図る。あわせて、洪水による被害を最小化するために災害情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されている状況であるので、関係機関と協力して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が豊富に生息し、水質も良好である本水系の特徴を維持し、良好な水環境の保全に努める。

また、日常から河川パトロール等により、流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況の把握に努める。

水質については、現在良好であるが、今後も河川パトロールを行い河川の汚濁防止に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。また、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加してくれるよう啓蒙活動に努める。さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し対策を協議し、適切な対応を行っていく。

また、渇水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促し、渇水被害の軽減を図り、河川水が維持されるよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用の実態の把握に努め、水辺にはススキ等の植生も豊富で瀬や淵、砂州も多く、ウグイ、ヨシノボリ等魚類の良好な生息環境となっていることや河川空間が周辺の田園地帯と調和した郷土の美しい風景、風土を形成していることなどから、その保全を図る。また、河川整備にあたっては大幅な拡幅と河床掘削を実施することから、そのことに配慮しながら実施するものとする。

河川の維持管理に関しては、災害の発生防止、河川水の利用及び河川環境の保全と整備等の観点から総合的に判断し適切な維持管理を行う。特に河口から北吉田地区までが軟弱地盤であることから堤防の沈下には十分留意すること

とする。また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、流域住民がより河川を身近に感じ、河川愛護などにも積極的に参加するような、住民参加による河川の維持管理を推進する。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

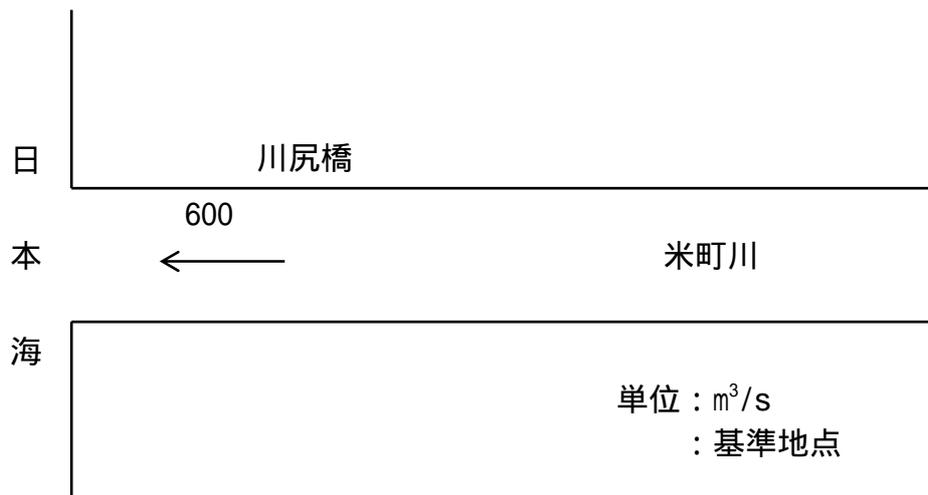
米町川における基本高水は、既往洪水、流域の重要性等を踏まえ、概ね50年に1回発生する規模の雨による洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準点川尻橋において $600\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位： m^3/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
米町川	川尻橋	600	-	600

2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

米町川における計画高水流量は、川尻橋地点において $600\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

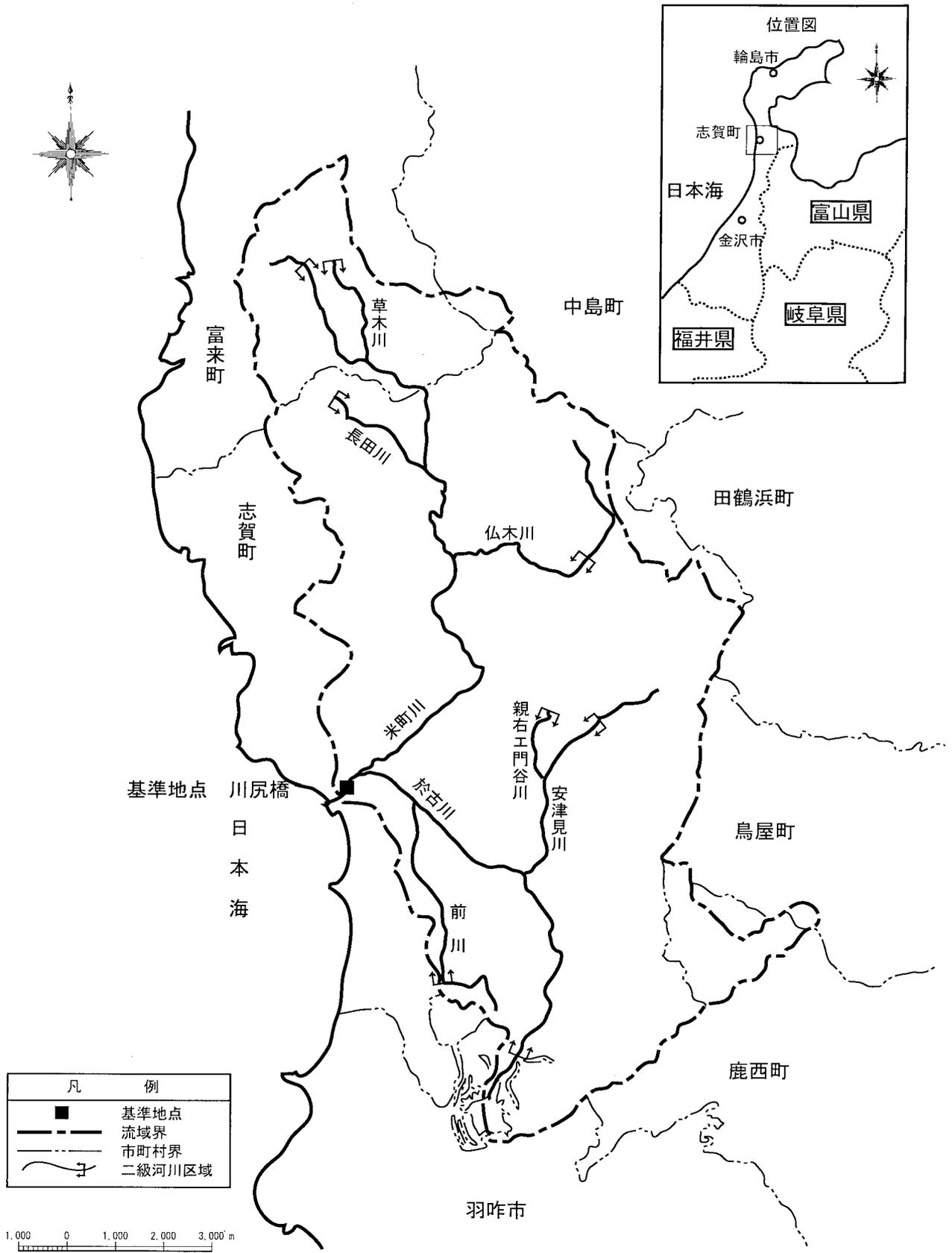
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)	摘要
米町川	川尻橋	0.4	+1.63	90	基準地点

注) T.P. 東京湾中等潮位

2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

既得水利量としては、約770haの農業用水としての慣行水利が存在する。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等河川の状況の把握を行い、農業用水の実態、動植物の生息・生育状況、流水の清潔の保持等の観点から調査検討を行ったうえで決定し、その確保に努めるものとする。



米町川水系平面図（参考図）